

入湯税の充当状況

入湯税については、地方税法第701条の規定により「環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）」に要する費用へ充てる目的税であり、令和4年度信濃町一般会計決算における入湯税の充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 入湯税 16,664 千円

【歳出】 入湯税が充当される経費 36,219 千円
 (6款 商工観光費・1項 商工観光費・3目産業振興費、4目 観光費)

(単位：千円)

充 当 先 事 業 名	令 和 4 年 度 決 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
		国(県) 支出金	地方債	その他	入湯税	その他
産 業 振 興 事 業	8,607				3,960	4,015
一 般 事 業 費	1,365				628	1,142
誘 客 宣 伝 費	26,247	1,455		7,854	12,076	4,862
計	36,219	1,455	0	7,854	16,664	10,019